

## (マイナンバー制度開始により、申請時に必要な書類が変わります)

マイナンバー(個人番号)が必要な手続きでは、成りすまし等の不正行為を防止するため、本人確認の実施が義務づけられているため、「申請者(被保険者本人)の個人番号を確認できる書類(番号確認書類)」と「被保険者本人や代理人の身元を確認できる書類(身元確認書類)」が必要になります。

- ・ 介護保険(要介護認定・要支援認定)申請書に個人番号を記入する場合、申請書と介護保険被保険者証に加えて下記の物が必要になります。  
※ 個人番号の記入や提示ができない場合も申請は行えます。申請するときにご連絡ください。

### 本人が申請する場合

1. 被保険者本人の個人番号が確認できる書類  
個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等
2. 被保険者本人の身元が確認できる書類  
(1点で確認できる書類)  
個人番号カード、運転免許証等、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など官公署から発行された類する書類で写真表示の措置が施されたもの  
(2点で確認できる書類)  
介護保険被保険者証、健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険負担割合証、介護保険限度額認定証など官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類  
その他これに類する書類

### 代理人が申請する場合

1. 代理権を確認する書類  
・被保険者本人の介護保険被保険者証(健康保険の被保険者証)等  
(介護保険被保険者証等がない場合)  
・法定代理人の場合は、戸籍謄本その他の資格を証明する書類  
・任意代理人の場合は、委任状
2. 被保険者本人の個人番号を確認できる書類  
個人番号カード(又は写し)、通知カード(又は写し)  
個人番号が記載された住民票の写し等
3. 代理人の身元が確認できる書類  
(1点で確認できる書類)  
個人番号カード、運転免許証等、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行された類する書類で写真表示の措置が施されたもの  
(2点で確認できる書類)  
介護保険被保険者証、健康保険の被保険者証、年金手帳、介護保険負担割合証、介護保険限度額認定証など官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類  
その他これに類する書類

### ケアマネジャー等による代行手続きの場合

(地域包括支援センター・居宅介護支援事業者・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)

1. 代行者であることがわかる書類  
・事業者の身分証明書など代行事業者等の職員であることがわかる書類
2. 被保険者本人の個人番号を確認できる書類  
個人番号カード(又は写し)、通知カード(又は写し)  
個人番号が記載された住民票の写し等

※郵送での申請の場合は写しの添付をお願いいたします。